

令和5年度「交通安全総点検」
協議結果

実施日：令和5年7月5日（水）
場 所：三豊市立下高瀬小学校

交通安全総点検 要望内容

三豊市立下高瀬小学校 No. 1

番号	場 所	課題・問題点など	要望内容・対策
1	丸岡味噌麴店西交差点  【R3 年度合同点検箇所 145】 見守り活動、安全教育、路面標示、道路反射鏡	・朝夕の交通量が多いが、道路がカーブしているので見通しが悪い。 ・特に丸岡麴店側から学校の方へ渡る場合見えにくい。 ・横断歩道、カラー舗装、横断旗を設置し、児童にも注意喚起しているが、依然として危険。	・押しボタン信号をつけてほしい。 ↓ ・通学児童への交通安全指導・注意喚起・たまり場検討（下高瀬小学校） ・適切な建柱場所がないため、押しボタン信号の設置は見送り。
2	県道 2 2 0 号(百十四銀行～本門寺)  【R3 年度合同点検箇所 144】 路面標示、交通取り締まり	・見通しが悪く歩道が狭い。 ・制限速度 3 0 k m / h を超えた速度で走行している自動車が多い。	・自動車が速度を守るようお願いしたい。 ・丸岡味噌店～三野橋の歩道を広げてほしい。 ↓ ・交通取り締まりの実施・強化（三豊警察交通課）
3	三野橋・旧三野支所前交差点  【R3 年度合同点検箇所 111】 電柱幕、見守り活動、歩道の設置・拡幅	・道幅が狭く見通しが悪い。 ・朝夕は交通量が多い。 ・左右を確認している児童の前を自動車がスピードを出して通り過ぎることもある。 ・旧支所側から 2 2 0 号線へ出る自動車は、左右共に見えにくいいため、横断歩道上まで出てくる。	・自動車が速度、一旦停止等を守るようお願いしたい。 ↓ ・通学児童への交通安全指導・注意喚起（下高瀬小学校） ・交通安全に関する広報啓発活動（三豊警察交通課・市総務課）
4	三野橋・新盛堂前交差点  【R3 年度合同点検箇所 113】 電柱幕、路面標示	・新盛堂前は、登校時には交通指導員さんが横断を見守ってくださっているが下校時は児童だけで横断しなければならない。	〈番号 4〉 ・横断旗の設置を検討（市総務課）

番号	場 所	課題・問題点など	要望内容・対策
5	本門寺前  【R3 年度合同点検箇所 115】 見守り活動、路面標示	・交通量が多く、スピードを上げて走ってくる自動車が 多い。 ・本門寺側の見通しが悪い。 ・児童が朝日亭側から横断する 場合（登校時）も、本門 寺側から横断する場合（下 校時）も危ない。	・押しボタン信号をつけ てほしい。 ・自動車が速度を守るよ うにお願いしたい。 ↓ ・交通取り締まりの実 施・強化（三豊警察交 通課） ・適切な建柱場所がない ため、押しボタン信号 の設置は見送り。
6	旧かめいスーパー横交差点  【R3 年度合同点検箇所 150】 電柱幕、路面標示	・交通量が多い。 ・路肩が狭い。 ・横断歩道はあるが、大型ト ラックも良く通り、スピー ドも出ているので危ない。	・自動車が速度を守るよ うにお願いしたい。 ↓ ・通学児童への交通安全 指導・注意喚起（下高 瀬小学校） ・注意喚起の表示幕の設 置方向を修正（市総務 課）
7	小学校西側～三野津中学校西側道路  【R3 年度合同点検箇所 142】 電柱幕、路面標示	・小学校前と中学校前で歩道 の広さが変わる。 ・登校時は歩道が狭い所も右 側を通る。 ・小学校前から中学校前は制 限速度が30km/hだ が、守っていない自動車が 多い。	・児童は下校時、道路を 横断して歩道の広い方 を通るようにしてい る。縁石がない所も歩 道が分かるようにライ ンを引き直してほしい。 ・自動車が速度を守るよ うにお願いしたい。 ↓ ・両サイドの外側線の引 き直し 路肩が狭いため、外側 線を内側に入れて引き 直し（市建設港湾課）

番号	場 所	課題・問題点など	要望内容・対策
8	三野津中学校交差点  【R3 年度合同点検箇所 142】 電柱幕、路面標示、外側線引き直し	・中学校に沿った道はカーブしており、見通しが悪い。中学校の向かい側は住宅地で見通しが悪い。 ・スピードを落とさずに走る自動車や、一旦停止しない自動車も多い。 ・自転車も多い。	・横断する児童が多いので横断歩道をつけてほしい。 ・自動車がスピードを落とす、一旦停止するように表示等をつけてほしい。 ↓ ・交差点クロスマークの塗り直し（市建設港湾課） ・交通規制基準に基づいて、横断歩道の設置は見送り。
9	三野新橋東側（川沿い）  【R3 年度合同点検箇所 148】 路面標示、交通取り締まり	・朝夕の交通量が多く、通る自動車の速度が速い。 ・児童は登校時は東側の道を横断し、三野新橋を渡り、西側の道を横断するが、どちらも自動車の速度が速い。	・制限速度がわからない。速度を落とすような表示をしてほしい。 ↓ ・速度制限標識がない道路であり、法定速度 60Km/h が適用される。 〈番号 9〉 ・センターラインの引き直し（西讃土木事務所） ・外側線の引き直し（西讃土木事務所）
10	三野新橋西側（川沿い） 		〈番号 10〉 ・外側線の設置により、横断時の待避所となるたまり場の確保（市建設港湾課）

